

陳述書

令和4年4月24日

東京都中央区佃2-2-10-1406

細野祐二

1. 上場会社財務分析を行うに至る経緯

私は、株式会社キャッツの平成14年度の財務諸表における重要な事項の虚偽記載の共謀容疑により、平成16年3月9日、東京地検特捜部により逮捕され、190日間の勾留の後、平成18年3月24日、東京地方裁判所より懲役2年執行猶予4年の有罪の言渡しを受け、平成19年7月11日、東京高等裁判所より控訴棄却の判決を宣告され、平成22年5月31日、最高裁判所より上告棄却の決定を受け、その後、刑が確定した者です。この結果、私は、日本公認会計士協会より登録抹消処分と登録拒否を受けていますので、現在の私の身分は「公認会計士となる資格を有するもの」ということになります。

事件に対する私の一貫した主張は、「私は、キャッツの経営陣と共謀などしていないが、共謀以前に、問題とされる財務諸表は会計基準に従った適正なものであり、適正な財務諸表を指導するのは共謀とは言わない。」というものです。この主張は残念ながら通常審で認められませんでした。会計基準上適正な財務諸表が粉飾決算とされている判決は歴史の中で正しておかなければならず、現在、私は再審請求を行うべくその準備中です。

そもそも私が上場企業の財務諸表分析を手掛けるようになったのは、一審公判中の2005年10月、ジャーナリストの町田徹氏により日興コーディアル証券の財務分析を依頼されたのが始まりです。町田徹氏は、日経新聞を退職後、日興コーディアル証券の企業不正を取材していたところ、その企業不正の痕跡が財務諸表分析で判明できないかというのです。私はおよそ2か月をかけて日興コーディアル証券の有価証券報告書を分析し、日興コーディアル証券のSPC（特別目的会社）による企業買収を使った巧妙な不良資産隠しと架空利益の計上を発見しました。そして、私は、この結果を「疑惑の特別目的会社」と題する論文にして町田徹氏に報告しました。

町田徹氏は、この論文を参考として「日興コーディアル証券隠ぺいされた1230

億円粉飾」と題する記事を月刊現代 2007 年 3 月号に寄稿し、この記事はこの年度の日本ジャーナリスト大賞を受賞しました。また、日興コーディアル証券は金融庁の課徴金処分となり、会計監査を担当していた中央監査法人は、ほかにもカネボウの粉飾決算に虚偽証明を行っていたことから、日興コーディアル証券の粉飾が決定打となり、解散することとなりました。

日興コーディアル証券の分析後、私は、幾人かのジャーナリストの依頼を受け、日本航空の財務分析を行いました。当時日本航空は経営不振に陥り、その会計処理に疑問が持たれていたのです。私は数か月をかけて日本航空の有価証券報告書を分析し、日本航空が巨額の航空機リース債務を簿外処理していること、及び、航空機購入に際しての値引き額を「機材関連報奨金」などとして利益計上していることを突き止めました。日本航空は、簿外リース債務を計上すれば債務超過となり、また、機材関連報奨金の利益計上がなければ期間損益は赤字となっていました。私は、この分析結果を 2006 年 8 月に「空飛ぶ簿外債務」と題する論文として支持者宛配信しました。日本航空の会計処理は国会で追及されるなど議論を呼ぶこととなり、日本航空は、2010 年 1 月、会社更生法適用の申請を行い経営破綻しました。

日興コーディアル証券と日本航空の財務分析の結果、私は、複式簿記に基づく財務分析の威力を強く実感することができました。そして、私は、適正な財務諸表が粉飾とされている自分の刑事事件の無罪主張のためにも、適正とされているものの実際は不適正な財務諸表の問題点を広く社会に訴える必要があると考えました。このころ私は、経済ジャーナリズムの一部で粉飾決算分析の第一人者として著名になっていましたので、私は、ジャーナリストの持ち込む様々な上場企業の財務分析を行い、その分析結果を次々とメディアに発表いたしました。

このころ私が手掛けた企業体は、ライブドア、NOVA、石川島播磨重工、ニイウスコー、フタバ産業、日本振興銀行、ビッグカメラ、豊和銀行、オリンパス、インデックス、東芝、等 20 社程度となり、公表媒体は、現代ビジネス、ザイテン、週刊朝日、週刊現代、週刊文春、週刊新潮、東洋経済、エコノミスト、世界、等 10 媒体程度あると思います。

公表論文は、財務分析だけにより企業の財務諸表の問題点を指摘するという内容で、会計基準違反が認められる場合には粉飾疑惑を、会計基準違反とは言えなくとも投資判断上好ましくない会計処理についてはその旨を論拠と共に開示しており、当然のことながら、分析対象となった企業からはただの一度も名誉毀損

等の訴えを起こされたことはありません。

また、この間私は、自分の刑事事件の体験や財務諸表分析による粉飾決算研究を、「公認会計士 VS 特捜検察」(2007年11月日経BP刊)、「法廷会計学 VS 粉飾決算」(2008年6月日経BP刊)、「粉飾決算 VS 会計基準」(2017年9月日経BP刊)等の著作として上梓し、その一部はベストセラーとなりました。

2. フロードシューターによる財務分析の経緯

このような粉飾決算研究を行っていたころ、2017年9月、私は、日本の会計監査について朝日新聞の取材を受け、その取材の中で、「企業から金を貰って行う現在の日本の会計監査は機能しない」との自説を主張したところ、「それでは海外はどうなっているのですか?」との質問を受けました。

海外でも企業から金を貰って行う会計監査が機能しないことは日本と同じなのですが、日本との違いは、資本市場が、経済的独立性のない会計監査に限界があることを十分に認識したうえで、民間の第三者専門家による財務分析を有効に利用している点にあります。日本では、そのような民間の第三者専門財務分析が営利事業として成り立たず、実質的に存在しないのです。このような説明をしたところ、朝日新聞の記者は、「それならば細野さんが民間の第三者専門財務分析機関をやればいいではないか。」とのことでした。私はそうすることにしました。

2017年12月、私は、複式簿記研究会と称する会員組織による任意団体を設立し、フロードシューター(登録商標)のシステム開発を行うことにしました。上場会社の財務諸表は有価証券報告書として公表されており、有価証券報告書はXBRLというデータシステムにより機械言語化されています。フロードシューターは、機械言語化されたXBRLを読み込み、複式簿記原理と財務分析理論に基づき財務諸表の危険度分析を行うITプログラムです。私は、複式簿記研究会でシステムエンジニアを雇用して、XBRLの読み込みから財務諸表危険度分析までの一貫したプログラムの開発を行ったのです。開発コストはすべて自己資金で行い、完成したフロードシューターの簡略化されたエクセル版は一般に無料公開いたしました。このように、複式簿記研究会による財務諸表危険度分析は非営利事業であり、私は、これを自分の専門技術の社会貢献として行っています。

私は、日興コーディアル証券以来の財務分析をすべて手作業行っており、一社の分析にはおよそ数週間以上の時間をかけていましたが、フロードシューターは

これと同様の分析を秒速単位で行うことができます。しかも、フローシミュレーターは IT プログラムなので、1 社でも 100 社でもかかる時間は同じなのです。複式簿記研究会では、東京証券取引所市場第 1 部及び第 2 部の上場企業約 2500 社について、有価証券報告書が公表されるのに合わせてフローシミュレーターにかけ、その分析結果を会員宛に毎月配信しています。

上場企業をフローシミュレーターにかけるとおおむね 3% 強の割合で財務諸表の危険度の高い銘柄が検出されます。ここで「危険銘柄」とは、経営成績や財政状態が悪い会社という意味ではなく、財務諸表上は経営成績あるいは財政状態が良好となっても、その財務諸表は企業体の経営成績や財政状態を適正に反映していない可能性が高いため、投資家はその財務諸表に基づく投資意思決定を行うのが危険と考えられる会社のことを意味します。経営成績あるいは財政状態が悪いものを悪いとして財務諸表に反映している場合には、フローシミュレーターはこれを財務諸表危険度の低い「安全銘柄」と判定します。

このように判定された財務諸表危険銘柄のうち、当該会社の規模・知名度・注目度等により社会性が高いと思われるものについては、毎月一度開催される複式簿記研究会の定例セミナーで取り上げ、その財務諸表の危険度について解説するようにしています。財務諸表危険度の高い会社として複式簿記研究会で取り上げられた銘柄には、ライザップ、武田薬品工業、森精機、LIXIL、楽天、丸井、すてきなイス、ソフトバンク・グループ、電通、日本板硝子、JT、ヤフー、LINE、ジャパニーズディスプレイ、コロワイド、かんぼ生命、UMC エレクトロニクス、テラ、サクサホールディングス、ユニデン、アウトソーシング、グレイステクノロジー、エデュラボ、等があります。

複式簿記研究会の会員数は現在およそ 350 名程度ですが、このうち 2 割程度はマスコミ関係者となっております。複式簿記研究会で取り上げた銘柄についてメディアの取材あるいは執筆依頼を受けることがあり、このような依頼を受けた場合は、私は、事情の許す限り取材を受け、あるいは、原稿の執筆を行ってきました。掲載メディアは、FACTA、週刊東洋経済、エコノミスト、ダイヤモンド、プレジデント、CFO フォーラム、週刊新潮、現代ビジネス、AERA、デイリー新潮、JB プレス等があります。

私は、収入のほとんどを顧問先企業からの顧問料と随時発生するコンサルティング料に依存しており、その収入で複式簿記研究会の赤字を賄っております。常時ありますメディアの取材料及び原稿料は、1 件当たり 1 万円から 10 万円程度

のものなので、私の収入上はほとんど重要性がありません。私は、粉飾決算研究者としてすでに十分な知名度を有していますが、このことは私の本意ではありません。私には、メディア露出により知名度を上げたいという希望などまったくありません。

原稿は、基本的にフロードシューターによる分析を解説するものであり、対象となる財務諸表の危険性を一般読者に分かりやすく解説するようにしています。フロードシューターは有価証券報告書に基づく IT 分析ですから、原稿では有価証券報告書のどの部分を論拠としているかを明示して記載するようにしています。今までフロードシューターに基づく数多くの論考を発表してきましたが、今回のコロナの損害賠償請求事件に至るまで、私は、ただの一度も名誉毀損などとする提訴を受けたことはありませんでした。コロナからの提訴を受けて、私は大変驚きました。

3. のれんの資産性に関する会計上の問題点

フロードシューターによる財務諸表危険度分析による分析項目はおよそ 100 項目に及びますが、のれんの資産性はその 100 項目の中の一つの重要な分析項目となっています。そもそものれんとは、企業買収において買収価額が被買収企業の純資産額を超過した金額（買収プレミアム）のうち、当該超過額を特定の資産に原因付けすることができないもののことを言います。すなわち、買収会計において、買収プレミアムは原因分析を行い、それが例えば土地の含み益によるものであれば土地勘定に、被買収企業の技術力によるものであれば技術関連資産として特定の資産に振り替え、そして、原因分析による振り替えができずに残ったものがのれんとして連結貸借対照表に資産計上されるのです。

このように、のれんとは企業買収における買収差額に過ぎないことから、これを貸借対照表における資産として計上することについては、会計上様々な議論がありますが、のれんは被買収企業の超過収益力を反映したものとするのが現在の会計学上の通説になっています。この会計学上の通説の下で会計処理が行われますが、その会計処理は、日本の会計基準（日本基準）と国際会計基準では大きく異なり、日本基準ではのれんは 20 年以内の期間で償却されるのに対して、国際会計基準は無償却となっています。これは日本基準が、のれんによる超過収益力は期間の経過とともに消滅していくものと考えているのに対して、国際会計基準は、のれんの超過収益力が期間の経過とともに消滅していくとは限らないと考えているからです。したがって、国際会計基準の場合には、毎決算期ごとにそ

の時点ののれんの超過収益力が維持されているかどうかを確認する作業が必要となり、これを減損テストとといいます。減損テストで超過収益力が確認できない場合には、その段階でのれんは減損されなくてはなりません。

このことは、日本基準が20年以内の期間の経過とともにのれんの減価を認識するのに対して、国際会計基準は減損テストによる減損事実の発生に基づきのれんの減価を認識するものであり、要は、のれんの減価の認識ルートの違いに過ぎないとする考え方もありますが、実務上は、両者には決定的な違いがあります。日本基準の場合には20年内の定期償却なのでのれんの減価認識において主観の介在する余地はありませんが、国際会計基準による減損テストは、対象事業の将来の事業計画に基づく将来キャッシュフローの現在価値に基づき減損が判断されるため、将来の事業計画に対して主観の介在する余地が企業体の判断に大きく残されているからです。

現行会計は、恣意的な事業計画によりのれんの減損を回避することができる制度設計となっており、このような減損回避は会計監査により発見防止されることが期待されますが、会計監査では恣意的な事業計画を防止することはできません。公認会計士は占い師ではないので、将来事象たる将来の事業計画については判断をすることができないからです。仮に、実現可能性が危ぶまれる楽観的な事業計画の提示を受けたところで、会社がその事業計画を実行可能と主張するのであれば、公認会計士にこれを否定することはできません。人間の公認会計士監査が発見できないのれんの減損回避は、ITによるフロードシューターが発見しなければなりません。

フロードシューターはITによる独立第三者による財務分析プログラムなので、企業体の行う主観的な減損テストではなく、客観的な指標によりのれんの資産性を判断しなければなりません。そこで、フロードシューターでは、のれんのROE（投下資本利益率）を財務諸表により自動計算し、当該ROEが8%を超えているかどうかによりのれんの超過収益力を自動判定するように設計されています。ここでROE8%が使われるのは、東証上場企業の期待平均ROEが8%であり、ROE8%は日本の資本市場において株価収益率が純資産倍率1倍を基準として統計有意となるためのベンチマーク指標となっているからです。このように、フロードシューターは、ROE8%という客観的数値を使うことにより、企業体の行う減損テストの主観性を排除しているのです。

フロードシューターがROE8%をベンチマーク指標としてのれんの超過収益力の

判断基準としていることを申し上げましたが、ROE 8%を下回っているからと言ってその財務諸表が直ちに危険ということにはなりません。超過収益力の認められないのれんが資産計上されていても、利益剰余金あるいは自己資本がのれん額を上回っている場合には、仮にのれんを全額減損したとしても資本欠損や債務超過に陥ることがないからです。この場合には、脆弱なのれんの資産性は財務諸表全体の財政状態に致命的な影響を与えることはありません。すなわち、フロードシューターは、ROE8%を基準としてのれんの資産性を一旦判断し、そこで資産性が認められない場合に、当該のれんの利益剰余金あるいは自己資本に対する影響額を判定することにより財務諸表の危険度を測定しているのです。

M&A 戦略の多発化に伴い、上場企業によるのれんの資産計上が増えています。フロードシューターの統計によれば、1000 億円以上ののれんを資産計上している東証上場企業は別紙の通り 34 社あります。この 34 社中 24 社 (70.5%) は国際会計基準あるいは米国基準により財務諸表を作成しています。国際会計基準と米国基準はともにのれんの償却がないため、巨額なのれんの発生する企業にとっては、日本基準に比較して、利益を計上するのに有利な構造となっています。このため、大型の企業買収を行う場合、適用される会計基準を日本基準から国際会計基準に変更する会社が後を絶ちません。

これら 34 社の高額のれん計上会社中、フロードシューターが危険認定を行っているのは、ソフトバンク・グループ、武田薬品工業、電通、楽天、日本板硝子の 5 社にとどまっています。これは、これら高額のれん計上企業の多くは、計上されたのれんの ROE が 8%を上回っているか、あるいは、ROE が 8%未満ではあってものれんの額が利益剰余金額を下回るため財務諸表全体における財政状態の適正表示には重要な影響を及ぼさないためです。

また、日本基準を採用しながらものれんの ROE が 8%を下回り、かつ、資本の部が黒字である東証上場企業は、東証 2 部市場の RVH (証券番号 6786) の 2020 年 3 月期決算ただ 1 例となっています。RVH の 2020 年 3 月期連結財務諸表によれば、のれんが 246 億円、のれんの ROE0%、連結株主資本が 71 億円でしたが、会社は 2021 年 3 月期に買収した子会社を売却しましたので、2021 年 3 月期にはのれんが 0 円となっています。会社の財務諸表には企業継続の疑義に関する注記が付されています。

そもそも、自己資本がのれんを下回っているということは、当該企業の企業買収は借入金により行われたということを含意し、そこで、のれんの ROE が 8%に満

たないということは、この企業は買収による借入金を12年（8%の逆数）かかっても利益から返済することができないということを意味します。フロードシューターはこのような財政状態の劣悪性を財務諸表危険度において判定しているのです。

4. デイリー新潮執筆の事情

ここで、デイリー新潮2020年7月6日号に掲載されたコロナイドに関する私の原稿執筆の経緯についてご説明申し上げます。

あれは確か原稿掲載前の2020年5月中旬頃と記憶しているのですが、かねて昵懇にしていた新潮社の担当者から電話があり、「ライザップについてデイリー新潮に原稿を書いてくれないか」との依頼がありました。この当時、ライザップの放漫経営と不正会計疑惑がマスコミで喧噪されていたのです。私は、すでにライザップについて現代ビジネスの取材を受けていましたので、新潮社からのこの原稿依頼はお断りし、「その代わりに、同じような話でコロナイドではどうか」と打診したのです。コロナイドの原稿執筆について新潮社は異論がなく、このようにして私はコロナイドに関する原稿を執筆しました。原稿に関して新潮社からの訂正依頼は誤植以外にはなく、私の原稿がそのままデイリー新潮に掲載されました。私は、この原稿料として確か5万円を受け取ったと思います。

原稿は、コロナイドの2020年3月期決算に対するフロードシューターによる分析結果を一般読者向けに分かりやすく解説をしたものです。コロナイドの2020年3月期決算をフロードシューターにかけると危険銘柄として認定されますが、その主たる理由は、コロナイドが計上する巨額ののれんに資産性が認定できないからです。

コロナイドの2020年3月期の連結総資産額は248,832百万円であるところ、のれんは71,795百万円として資産計上されており、この金額は連結貸借対照表における最大の資産科目となっています。同期末の連結株主持分資本は24,958百万円ですから、のれんは連結株主持分額の2.9倍に上ります。

この巨額ののれんは、コロナイドが過去行ってきた企業買収の結果として資産計上されたものです。コロナイドののれんは連結株主持分資本を大幅に上回っているのですから、コロナイドはこれらの企業買収を銀行借入等の有利子負債を原資として行っていることが分かります。コロナイドの2020年3月期末の連

結有利子負債は 111,103 百万円となっています。このような財政状態の中で 90,341 百万円の連結株主持分資本を計上しているのですから、コロナの財政状態の安全性は、一にのれんの資産性如何にかかっていることとなります。

Q資産の推移					
					(百万円)
Q資産	3月期				
	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
のれん	60,190	68,966	68,336	68,630	71,795
無形資産	8,082	8,380	7,704	6,952	6,077
繰延税金資産	6,607	3,963	4,664	5,839	12,469
Q資産合計	74,879	81,309	80,704	81,421	90,341
有利子負債の推移					
					(百万円)
社債・借入金	3月期				
	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
社債・借入金- 短期	21,600	40,931	30,498	42,669	32,619
社債・借入金- 長期	70,083	72,099	77,179	60,805	78,484
社債・借入金合計	91,683	113,030	107,677	103,474	111,103
現金及び現金等価物	30,993	34,631	34,605	33,854	32,215
正味有利子負債	60,690	78,399	73,072	69,620	78,888

連結株主持分の内訳		
		(百万円)
株主持分	3月期	
	2019年	2020年
資本金	14,030	14,030
資本剰余金	18,775	18,876
利益剰余金	2,558	-7,295
その他の資本構成要素	-373	-495
自己株式	-155	-158
株主資本合計	34,835	24,958

ここで、2020年3月期末ののれんの内訳をみると、レイズ・インターナシヨ

ナルが 46,782 百万円、カップ・クリエイトが 20,887 百万円で、この両者が圧倒的に大きいことが分かります。そこで、2020 年 3 月期のセグメント情報を見ると 2020 年 3 月期のレイنزのセグメント利益は 4,054 百万円、カップのセグメント利益は 761 百万円と開示されています。ここでセグメント利益は税引前利益なので、これを実効税率 30.58%により税引後利益に換算すると、レイズが 2,814 百万円 (=4,054 百万円 × (1-30.58%))、カップが 528 百万円 (=761 百万円 × (1-30.58%)) と計算され、この結果、それぞれののれんの ROE は、レイズが 6.0% (=2,814 百万円 ÷ 46,782 百万円)、カップが 2.5% (=528 百万円 ÷ 20,887 百万円) となります。

のれんの内訳		
	(百万円)	
のれん	3月期	
	2019年	2020年
アトム	3,775	3,775
<u>レイズ・インターナショナル</u>		
牛角	21,672	21,672
温野菜	9,568	9,568
土間土間	4,209	4,209
牛角追加	-	3,798
牛角US	7,686	7,535
レイズ合計	43,135	46,782
カップ・クリエイト	20,887	20,887
その他	833	351
合計	68,630	71,795

セグメント損益の推移						
(百万円)						
セグメント	3月期					
	2016年	2017年	2018年	2019年	2019年	2020年
<u>コロワイド</u>						
売上収益	113,411	112,810	112,952	112,417	86,005	84,071
セグメント損益	988	2,244	-576	-1,392	2,178	1,797
<u>アトム</u>						
売上収益	52,907	52,733	53,274	51,998	51,998	49,728
セグメント損益	2,513	785	2,185	609	1,753	1,400
<u>レイنز</u>						
売上収益	62,879	67,510	80,436	83,706	113,382	107,825
セグメント損益	2,480	4,417	6,097	6,954	4,796	4,054
<u>カップ</u>						
売上収益	80,321	79,423	78,729	76,158	76,158	74,815
セグメント損益	2,590	-1,757	548	-265	325	761

レイنزとカップののれんの ROE は、それぞれが 6.0%と 2.5%と低く、フロー
ドシューターがベンチマークとする 8%に及ばないのです。したがって、フロー
ドシューター上、コロワイドが資産計上するレイنزとカップののれんは超過
収益力を認めることができず、ということは、レイنزとカップののれんの資産
計上がなければコロワイドの連結貸借対照表は連結債務超過となるので、連結
資産超過として作成されているコロワイドの財務諸表を一般投資家が利用する
のは危険という結論になります。

有価証券報告書によれば、コロワイドがレイنز・インターナショナル社を買収
したのは 2016 年 12 月 16 日、カップ・クリエイト社を買収したのは 2014 年 10
月 27 日と開示されています。2016 年 12 月 15 日にはフレッシュネス社の買収も
行われており、コロワイドは 2016 年 3 月期より適用される会計基準を日本基準
から国際会計基準に変更しています。

ここで、2020 年 3 月期末のコロワイドののれん額は 71,795 百万円なのですか
ら、コロワイドが会計基準の変更を行っていなければのれんは 20 年間で期間償
却されていたはずで、その場合の年間の償却費は 3,590 百万円 (=71,795 百万
円÷20 年) となっていたはずで、コロワイドは 2018 年 3 月期と 2019 年 3 月
期にそれぞれ 1,170 百万円と 632 百万円の連結株主帰属当期利益を計上してい
ますが、2016 年 3 月期の会計基準の変更がなければ、これらの事業年度も赤字

だったこととなります。日本基準であろうが国際会計基準であろうが、企業の実態には違いがありませんので、財務分析においては、会計基準の違いとは独立して分析が行われなければなりません。

損益の推移					
					(百万円)
損益	3月期				
	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
売上収益	233,895	234,444	245,911	244,360	235,334
株主帰属当期損益	7,560	-1,398	1,170	632	-6,447

以上、私が行った財務分析はすべて合理的な根拠に基づく財務諸表分析です。財務分析論は、公認会計士第3次試験の試験科目になっている会計学の一分野であり、本件論考は、この財務分析を記述したものにほかなりません。私は、事件の結果実現はしませんでした。かつて公認会計士第3次試験の試験委員に内定していたことがあります。このような会計学上のまっとうな論考のどこが名誉毀損になるのか、私には全く理解できません。

5. 会計監査人変更に対する所見

本件では、デイリー新潮記事における会計監査人の変更に対する記述が問題とされていますので、この点についての私の所見を申し上げます。

下表は2017年3月期から2021年3月期までの5事業年度の有価証券報告書において、コロワイドが開示したリスク情報の項目を番号順に一覧としたものです。

有価証券報告書におけるリスク情報の開示（注記番号）						
	リスク情報	3月期				
		2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
1	経済事情の急変	1	1	1	1	1
2	コロナウイルス感染症				2	2
3	食の安全性	2	2	2	3	3
4	原材料調達	3	3	3	4	4
5	食品事故	4	4	4	5	5
6	大規模災害	5	5	5	6	6
7	固定資産の減損	6	6	6	7	7
8	のれんの減損	-	-	7	8	8
9	敷金及び差入保証金	7	7	8	9	9
10	出店政策	8	8	9	10	10
11	外食産業の動向	9	9	10	11	11
12	顧客情報の管理	10	10	11	12	12
13	加盟店との関係	11	11	12	13	13
14	為替変動リスク	12	12	13	14	14
15	有価証券時価変動リスク	-	-	-	15	15
16	人材の確保育成	-	-	-	-	16
17	法的規制	-	-	-	-	17
	* 赤字番号は初出					

コロナイドは2017年3月期から2018年3月期にかけて12項目のリスク情報を有価証券報告書で開示していましたが、2019年3月期には、従前の12項目に加えてのれんの減損リスクを初めて追加で開示しています。

コロナイドののれんは、国際会計基準を初期適用した2015年4月1日に62,429百万円であったものが、2016年3月期末が60,190百万円、2017年3月期末が68,966百万円、2018年3月期末が68,336百万円、2019年3月期末が68,680百万円と常時巨額で推移しており、なにも2019年3月期において急拡大したわけではありません。また、のれんのリスク評価に影響する当期利益額も、2018年3月期が1,397百万円、2019年3月期が1,150百万円と、2019年3月期に収益構造が悪化したわけでもありません。2019年3月期になって、のれんの減損に対するリスク構造が急に変化したわけではないのです。

このような状況の中で、会社がのれんの減損リスクなどというネガティブ情報

を自らの意志だけで開示することは普通考えられませんので、2019年3月期になって突然のれんの減損がリスク情報として開示されたのは、私は、あずさ監査法人の意向を強く反映したものではなかったかと思います。すなわち、2019年3月期になってのれんの減損に対するリスク構造が急変したわけではないが、2019年3月期になって、コロナイドに対するあずさ監査法人の監査リスクが大きくなったのだと考えたのです。

もとより、コロナイドの2020年3月期の連結財務諸表において、資産計上されたのれん71,795百万円は連結総資産248,832百万円の28.9%を占める最大の資産項目であり、この金額は同期末の連結株主持分資本24,958百万をはるかに上回ります。コロナイドののれんがあずさ監査法人の会計監査における最も重要な監査項目であったことは異論の余地がありません。ここで、コロナイドはその会計基準を2015年4月1日より日本基準から国際会計基準に変更しており、国際会計基準ではのれんの償却は行われません。国際会計基準への変更が行われなかったとすれば、2019年3月期末のコロナイドの連結利益剰余金2,558百万円は12,486百万円(2015年4月1日のれん残高62,429百万円÷20年×4年分)少なくなってコロナイドは連結資本欠損となっていたはずですが。ということは、コロナイドの財務諸表は毎年30億円相当分(2015年4月1日のれん残高62,429百万円÷20年×1年分)だけ監査リスクが増大していると考えられます。

監査リスクが増大している場合に監査法人が採りうる監査リスク低減のための手法には、通常次の3つの方法があります。

- ① 当該監査リスクを経営者確認書に記載し、その監査リスクの原因が会社の責任であり監査人はこれに責任を負わないことを会社に文書で確認させる。
- ② 当該監査リスクを有価証券報告書のリスク情報として会社に開示させる。
- ③ 監査契約を解除し監査人から降りる。

いずれにしても、監査人は職業専門家としての注意義務をもって会計監査を行う義務があり、その中でこれだけの監査リスクがあるのですから、会計監査人は、その旨を何らかの形で会社に伝えなくてはなりません。

コロナイドの2019年3月期には、このうち②のリスク情報の開示が行われたわけですが、私は、①の経営者確認書も取られているものと思います。さて、このようにのれんの監査リスクが増大しつつある中で、コロナイドの2020年3月期の連結当期損益は6,798百万円の赤字となりました。のれんの監査リスクはさ

らに増大したわけで、ここでは②のリスク情報と③の監査人の辞任が行われ、もちろん①の経営者確認書も取られているものと思います。

監査契約は単年度契約となっており、コロワイドとあずさ監査法人間において監査人辞任についての意見対立はなかったのではないかと思います。あずさ監査法人とすれば、コロワイドの監査リスクの上昇を背景に、出来ることなら無傷で監査人を辞任したいと考えていたでしょうし、そこでコロワイドから監査契約解除の申し出があったので、これを淡々と受け入れたということだろうと思います。

会計監査人が交代する場合、旧監査人と会社との間の信頼関係は劣悪になることが一般的であり、このことはコロワイドがあずさ監査法人に支払った報酬額の推移によく表れています。下記はコロワイドが2017年3月期から2021年3月期にかけて監査法人に支払った監査報酬と非監査業務報酬の推移一覧です。

監査法人と監査報酬					
(百万円)					
項目	3月期				
	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
監査法人	あずさ	あずさ	あずさ	あずさ	トーマツ
監査法人報酬					
監査報酬					
提出会社	141	73	98	99	98
連結子会社	156	216	220	233	216
小計	297	289	318	332	314
非監査業務					
提出会社	59	79	12	-	-
連結子会社	113	84	-	-	-
小計	172	163	12	0	0
合計	469	452	330	332	314

もとよりコロワイドは1999年10月の上場以来あずさ監査法人を監査人として継続してきたのであり、当然に両者の信頼関係は強固であったと思われるところ、そのあずさ監査法人に対する専門家報酬は2017年3月期が469百万円、2018年3月期が452百万円であったものが、2019年3月期には330百万円、

2020年3月期には332百万円と急減しているのです。この急減は非監査業務の減少が理由です。

すなわち、コロナイドの連結決算経理業務はあずさ監査法人の非監査業務により支えられていたところ、これが2019年3月期には12百万円と急減し、そして2020年3月期には全くなくなってしまったのです。2019年3月期に何事かコロナイドとあずさ監査法人の間の信頼性を毀損する事象が起きたと考えるのが自然で、そこでかねてよりのれんの減損リスクの上昇により監査リスクに耐えられなくなっていたあずさ監査法人は、これを機会に監査契約の継続を断念し、コロナイドも監査法人の交代を決定したというのが真相ではないかと思えます。

以上、監査人変更に対する所見を申し上げましたが、デイリー新潮の原稿は、私の有価証券報告書の開示に基づく合理的推論を記載したものに過ぎず、この記述のどこが名誉毀損にあたるのか、私にはさっぱり理解できません。

6. 原告の主張について

以上のようなのれんと会計監査人交代に関する私のデイリー新潮の原稿に対して、原告は、原稿の記載が事実ではなく名誉毀損に当たる旨主張しています。ここで、原告の主張は、コロナイドののれんの会計処理は国際会計基準に従った適正な会計処理なのであるから、それを、あたかもコロナイドの会計処理が会計基準に違反しているかの如く記述している私の原稿は事実ではないという点に尽きているように思います。しかし、私は、コロナイドの財務諸表に対して合理的な財務分析をした結果を論述したのであり、なにもコロナイドののれんの会計処理が会計基準に違反しているなどとは一切記載しておりません。本件裁判のやり取りは、原告が会計基準に対する準拠性を主張するのに対して、私は財務分析の合理性を主張しているのですから、両者はまったく違う事実を論証しているだけのことで議論はかみ合いません。

そこでコロナイドののれんの会計処理について私の意見を申し上げると、私は、減損を行わないコロナイドの会計処理は国際会計基準に準拠しており、適正なものであると思います。会計処理の妥当性については、すでにあずさ監査法人が適正意見による監査報告書を提出しているものであり、私は、あずさ監査法人の適正意見に異を唱えるものではありません。ただし、このことは私が減損を行わないコロナイドの会計処理が望ましいものであると思っていることを意味するものではありません。

すでに論述したように、国際会計基準による減損テストは、対象事業の将来の事業計画に基づく将来キャッシュフローの現在価値に基づき減損が判断されるため、将来の事業計画に対して主観の介在する余地が企業体の判断に大きく残されています。すなわち、現在の国際会計基準によるのれんの減損テストは、減損に至ることのない将来の事業計画を作成することにより、意図的に減損を回避できるような制度設計となっているのです。

のれんに対して日本基準では20年内償却を求めています。コロナの年間ののれん償却額は年間30億円相当であり、すでにコロナが国際会計基準を採用してから7年の年月が経過しています。コロナが日本基準のままであったとすれば、コロナの連結利益剰余金は、現時点において約210億円(30億円×7年分)減少するのであり、当然に、コロナは巨額の連結未処理欠損金を抱える連結資本欠損会社となります。そして、20年内償却を行う会計処理もまた日本基準に準拠しており適正なのです。

国際会計基準に従ってのれんの減損を行わないコロナの会計処理は適正と思いますが、ここでコロナが保守的な将来の事業計画を作成してのれんの減損を行うとすれば、これまた国際会計基準に準拠しており、やはり適正と言わなくてはなりません。会計における財政状態あるいは損益の適正表示は複数の選択可能性があるのです。

少なからぬ財務優良会社は、2020年3月期あるいは2021年3月期に、保守的な将来の事業計画を作成することによりのれんの減損を行っています。2020年3月期にのれんの減損を行った企業は、証券番号4978 リプロセル(のれんの減損額115百万円)、証券番号6073 アサンテ(のれんの減損額283百万円)、証券番号9783 ベネッセホールディングス(のれんの減損額1,585百万円)、証券番号5202 日本板硝子(のれんの減損額10,197百万円)などがあります。また、2021年3月期にのれんの減損を行った企業は、証券番号7678 あさくま(のれんの減損額470百万円)、証券番号4114 日本触媒(のれんの減損額190億円)、証券番号6448 ブラザー工業(のれんの減損額27,217百万円)、証券番号7011 三菱重工業(のれんの減損額47,950百万円)などがあります。

利益剰余金がのれんを大きく上回るような財務優良会社の場合は、のれんの減損をしても財政状態の安全性に問題が生じることがありません。財務優良企業の場合には、のれんの減損によって将来の減損リスクを軽減できるばかりか、そ

もそも 2020 年 3 月以降社会経済活動を停滞させたコロナ禍は経営の責任ではないのですから、コロナ禍を理由としてのれんの減損を行うのは経営合理性が高いのです。コロワイドがこのような財務手法を採らないのは、連結利益剰余金がのれんを大きく下回り減損するだけの財政余力がない（＝減損すれば連結債務超過に陥る）だけのことのように思います。

コロナ禍で飲食業の事業展開が見通しにくい時代を迎えている今、私は、保守的な事業計画に基づきのれんの減損を行うことが、コロワイドの株主のためであり、それは取りも直さずコロワイドのためでもあると信じております。仮に、実際の事業がここでの保守的な事業計画を上回ることになった場合、それはのれんの含み益として将来の財政負担を減らすのですから、決してコロワイドが損をするわけではないのです。これを会計の保守主義の原則といい、保守主義の原則は複式簿記 700 年の伝統の英知です。

ところで、株式会社レインズ・インターナショナルの澄川浩太代表取締役社長が令和 4 年 3 月 7 日付で陳述書を提出しており、大変興味深く拝見しましたので、この陳述書についても所見を申し述べます。

澄川氏は、2015 年 11 月頃にコロワイドにおける国際会計基準（IFRS）新規適用時に優先株主に関連して看過し難い業務の不手際があったこと、及び、2017 年 3 月期の会計監査において、重要な会計上のテーマに関して事前のコミュニケーションなく突然変更を要求してきたことを主たる理由として、当初は、2019 年 3 月期をもって会計監査人を交代することを考えていたものの、新任監査人の受け入れ準備に相当の時間がかかったことから、最終的に 2020 年 3 月期をもって監査法人を変更することとし、その旨を遅くとも 2019 年前半にはあずさ監査法人に伝えたことを陳述しています。

この陳述は、かねてより監査リスクの上昇に苦慮していたあずさ監査法人が、2019 年 3 月期に、何事かコロワイドとの間で信頼関係を毀損する事象が発生したことを契機として、2020 年 3 月期をもって監査法人の変更に至ったとする私の推定と符合するものです。

さて、この陳述で、澄川氏は①2015 年 11 月頃にコロワイドにおける国際会計基準（IFRS）新規適用時に優先株主に関連して看過し難い業務の不手際があったこと、及び、②2017 年 3 月期の会計監査において、重要な会計上のテーマに関して事前のコミュニケーションなく突然変更を要求してきたことの 2 点を監査人

変更の理由としていますが、両者は監査人変更の合理的理由とは言えません。以下その理由を説明します。

まず、株主総会において変更すべき優先株式の内容についてあずさ監査法人に看過し難い業務上の不手際があったとの主張についてですが、そもそもコロナイドはあずさ監査法人と監査契約を行っているのであって、「株主総会において変更すべき優先株式の内容の助言」は会計監査業務ではなく、それは公認会計士の専門業務領域でもありません。これを、あずさ監査法人がコロナイドとの事前協議の中で助言してきたのであれば、それは監査契約外のサービスとして行ったものに過ぎず、しかもその際に、事前協議において一旦決定された変更内容でよいかどうかを監査法人に持ち帰り調査したところ、変更内容に追加すべき事項が分かったので急遽その旨をコロナイドに報告したというのですから、あずさ監査法人の契約外サービスはまことに親切で手厚く、これらはコロナイドにとって良かれと思って行われたものに過ぎません。それを「手続きのやり直しを求めなければならない事態となった」として「看過し難い業務上の不手際」などと主張するのは、恩を仇で返すような所業と言わなくてはなりません。

そもそも「株主総会において変更すべき優先株式の内容の助言」は、それを専門とする弁護士、信託銀行、証券会社等にも助言を求めるべきものであり、ここで誰に助言を求めるかは会社の自由なのですから、その決定内容は会社に全責任があります。コロナイドはこのような専門家の助言を求めず、国際会計基準の新規適用に際して発生したのだからなどとして、あずさ監査法人との協議だけで「変更すべき優先株式の内容」を決定したために手続きのやり直しに至りました。これはあずさ監査法人の「看過し難い業務上の不手際」ではなく、コロナイドの「看過し難い業務上の不手際」なのです。コロナイドは自分の業務上の不手際を監査法人に責任転嫁してはいけません。

次に、2017年3月期の会計監査において、重要な会計上のテーマについて事前のコミュニケーションなく突然変更を要求してきたという点について申し上げます。会計監査における重要な会計上のテーマは決算期ごとに決めなければなりませんので、「会計監査における重要な会計上のテーマ」が決算期によって変更になるのは当たり前のことですが、本来「会計監査における重要な会計上のテーマ」は事前に会社とコミュニケーションをとって決定すべきものではありません。これを事前のコミュニケーションにより会社の合意を得て会社に周知させるというのは、試験問題で出るテーマを事前に受験生と合意したうえで受験生に伝えるようなもので、それ自体が欺罔的不正行為と言わなくてはなりません。

ん。こんなことを言うくらいですから、それ以前、あずさ監査法人は、重要な会計上のテーマを事前にコロワイドと協議して教えてくれていたのでしょう。

すなわち、あずさ監査法人は、2016年3月期以前の会計監査においては「会計監査における重要な会計上のテーマ」を事前にコロワイドとコミュニケーションをとってコロワイドの了解のもとに決定していたところ、2017年3月期には事前のコミュニケーションがなくなったということであり、これは望ましくない監査手法から望ましい監査手法への変更となります。この結果、コロワイドはあずさ監査法人に対する監査対策が困難になり不具合だったのでしようが、このことにより監査の品質は大きく向上するのですから、この変更はコロワイドの株主にとっては歓迎すべきこととなります。すなわち、2017年3月期の会計監査において、重要な会計上のテーマについて事前のコミュニケーションなく突然変更を要求してきたというのは、監査人変更の合理的理由とはならないばかりか、監査人変更の決定権限者である株主の利益にもならないのです。

このように、コロワイドが挙げる監査人変更の理由は正当な理由になっておらず、そこからは、「監査人は自らの意に沿う従順な業務補助者でなければならない」とする強権的な経営姿勢が読み取れます。

ところで、コロワイドの創業者である蔵人金人会長（当時）は、挨拶の声が小さい社員に対して「個人的に張り倒した輩が何人もいる。」ことをコロワイドの2017年の社内誌に自慢げに載せています。（社内誌添付）自分の意に添わないものに対しては暴力等による強硬手段をもって威嚇するというのがコロワイドの企業体質となっており、なるほど、これが私の論考が名誉毀損などとしてコロワイドから訴えられた真因ではないかと納得をした次第です。

澄川陳述書は、「あずさ監査法人による2020年3月期の監査において、通常の監査手続の範囲を超える、カップ・クリエイトの事業及びレイنزの事業の「のれん」の減損に関する指摘は、一切ありませんでした。」と明言しています。

既述のように、コロワイドののれんは最も重要な監査事項なのですから、監査法人が通常の監査手続きにおいてのれんの減損について指摘を行うのは当然のことです。私がコロワイドの会計監査人であったならば、経営者確認書において、「のれんの減損テストにおいて提示された事業計画はコロワイドの経営が作成したものであり、当該事業計画の実現可能性について当監査法人は判断を行いませんし、実現可能性についての責任を一切負いません。」とするディスクレイ

マー条項を記載し、経営者に確認を求めます。監査基準に従う監査人であればどんな監査法人もこうするはずですから、減損に関する指摘があったかどうかは経営者確認書を見ればわかることです。密室での監査現場において監査人が何と言ったのかはわかりませんが、経営者確認書にのれんの減損に関する監査法人の免責条項が記載されていれば、あずさ監査法人はのれんの減損について特段の指摘を行っていたのです。原告に経営者確認書の提出を求めます。

もとよりデイリー新潮の論考は、フロードシューターが東証上場全 2500 社の財務諸表危険度分析を行う中で、危険銘柄として検出されたものを一般向けに解説したものであり、私が何事かの意図をもってコロワイドの財務諸表を取り上げたわけではありません。私は、コロワイドの運営する飲食店には行ったこともなく、コロワイド社とは何の利害関係もありません。私は、このような財務分析をメディアに寄稿していますが、そのことにより知名度を上げたいという希望もなければ、そこからの原稿料も私にはほとんど経済的な意味がありません。名誉毀損などと言われても、そもそも私にはコロワイド社に対して名誉毀損行為を行う意図もなければその動機も存在しないのです。

私は、コロワイドののれんに対する会計処理は国際会計基準に準拠したもので適正なものと考えておりますし、デイリー新潮の論考においても、コロワイドの会計処理が会計基準に違反したものであるなどは記述しておりません。要は、コロワイドののれんの会計処理は適正で、私の財務諸表分析もまた合理的なので、両者はともに正しいのです。正しい財務諸表に対して正しい財務分析を行ったものが名誉毀損に該当することなどありえません。また、会計監査人の変更に関するデイリー新潮の記述は、有価証券報告書上で開示された事項に基づく私の推論であり、その推論は澄川陳述書と整合しています。私の推論には合理的な根拠があったことが裏付けられたものと思います。すべての意味において私の論考が名誉毀損に当たらないことは明らかです。

私は 2000 年 9 月にコロワイド社より本件名誉毀損で提訴されて以来、一切のメディアに対する寄稿を行っておりません。私が財務分析の論考をメディアに公表するのは社会貢献として行っており、それが名誉毀損とされるのでは、こんなことは馬鹿馬鹿しくてやっていられないからです。本件論考が名誉毀損になるというのでは、財務諸表に対する批判的分析を行う財務分析論は学問として成り立ちません。我が国の憲法で学問の自由と言論の自由は保障されているはずであり、公正な判決が頂けるものと信じております。

以上

高額のれん計上会社一覧						
(百万円)						
	証券コード	会社名	会計基準	のれん	株主資本	決算期
1	9984	ソフトバンクG	国際基準	4,175,464	3,375,106	2017年3月期
2	2914	JT	国際基準	1,601,987	2,759,645	2016年12月期
3	4502	武田薬品工業	国際基準	1,022,711	1,603,258	2017年3月期
4	7751	キヤノン	米国基準	936,424	2,983,010	2016年12月期
5	4324	電通	国際基準	718,717	811,395	2016年12月期
6	6502	東芝	米国基準	673,817	1,223,319	2017年3月期
7	6501	日立製作所	国際基準	527,247	2,826,017	2017年3月期
8	6758	ソニー	米国基準	522,538	3,116,015	2017年3月期
9	9433	KDDI	国際基準	477,873	3,557,024	2017年3月期
10	4755	楽天	国際基準	358,432	623,274	2016年12月期
11	3407	旭化成	日本基準	351,921	1,335,890	2021年3月期
12	6367	ダイキン工業	日本基準	330,876	577,796	2017年3月期
13	9613	NTTデータ	日本基準	315,261	781,490	2017年3月期
14	6098	リクルートHD	日本基準	282,555	684,724	2017年3月期
15	3382	セブン&IHD	日本基準	270,055	2,247,056	2017年2月期
16	2502	アサヒGHD	国際基準	269,290	814,425	2016年12月期
17	7752	リコー	国際基準	266,021	941,912	2017年3月期
18	6594	日本電産	国際基準	260,183	910,606	2017年3月期
19	4578	大塚HD	国際基準	231,839	1,747,544	2016年12月期
20	9437	NTTドコモ	米国基準	230,971	5,505,998	2017年3月期
21	2503	麒麟	日本基準	228,983	728,945	2017年3月期
22	4543	テルモ	日本基準	217,334	440,680	2017年3月期
23	7733	オリンパス	国際基準	175,472	262,462	2017年3月期
24	4506	アステラス製薬	国際基準	175,350	1,155,808	2017年3月期
25	4523	エーザイ	国際基準	173,965	481,731	2017年3月期
26	8053	住友商事	国際基準	173,932	2,057,391	2017年3月期
27	8267	イオン	日本基準	161,694	1,070,258	2017年2月期
28	4689	ヤフー	国際基準	159,505	915,924	2017年3月期
29	5019	出光興産	日本基準	159,006	1,023,557	2021年3月期
30	4902	コニカミノルタ	国際基準	140,792	507,645	2017年3月期
31	8001	伊藤忠商事	国際基準	131,662	2,313,164	2017年3月期
32	8002	丸紅	国際基準	126,658	1,504,429	2017年3月期
33	4005	住友化学	日本基準	108,256	706,981	2017年3月期
34	5202	日本板硝子	国際基準	105,972	155,316	2017年3月期